

豊中市上下水道局工事成績評定評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市上下水道局工事成績評定要領（平成11年6月25日制定。以下「成績評定要領」という。）第10条に規定する豊中市上下水道局工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 成績評定要領第9条の規定により再説明を求められた工事成績評定結果の審査に関する事。
- (2) その他の工事成績評定に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、経営部長の職にある者を、副委員長は、技術部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、技術部次長、技術部猪名川流域下水道事務所長及び経営部特任主幹の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会議を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは副委員長が、委員長及び副委員長ともに事故があるときは委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係ある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経営部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施し、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後に契約を締結する工事（一般競争入札により契約を締結する工事にあつては、実施日以後に当該一般競争入札の公告を行う工事）から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月27日から実施する。